

## スター保育園重要事項説明書

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称 社会福祉法人愛心会  
事業者の所在地 兵庫県神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番地24号  
事業者の連絡先 078-951-1152  
代表者氏名 理事長 飯田 徹

### (2) 保育所の概要

種別 保育所  
名称 スター保育園  
所在地 西宮市荒戎町6番19号  
連絡先 (電話番号) 0798-26-4152  
(FAX番号) 0798-26-4153  
園長氏名 飯田 允子  
開園年月日 令和4年4月1日  
利用定員 0歳児 6人、1歳児 9人、2歳児 9人、3歳児 12人、  
4歳児 12人、5歳児 12人、合計 60人

～当園の基本理念・方針～

#### 【保育の理念】

社会福祉法人 愛心会の運営するスター保育園は、保育所保育指針に基づき保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を考え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

#### 「星さんは見えない時でも輝いているんだよ」

子どもたちは誰もが、いつの世も、未来を担うべく希望の星として、大切に育てられるべきである。またその大切な星たちもそれぞれの個性、感性を持ち、影響を与えあいながら成長している。

職員は豊かな愛情をもって保育にあたり、伸び育とうとしている子ども一人ひとりをみつめ続け、目には見えなくても、生まれつつある個性や能力の芽を大切に育て、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努める。

## 【保育の基本方針】

保育の基本方針は、「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明な所があれば平易に説明をして、よりよい保育の為に努力研鑽することを基本とする。

### 子どもの安全とよろこびを最優先に考えています。

スター保育園は、子どもの心身共に大きく育っていくすべての可能性を最大限に活かし、明日を担う星の子をモットーに、温かみのある、質の高い、安心できる保育を実施します。一方的に教え込むのではなく、保育生活の中で、子どもの視点を大切にしたい指導を実現することにより、人間関係、探求心、創造力、相互愛などを身に付けていき、自らの力で豊かな感性、個性を発揮・発達させていけるよう、子どもたちをサポートしていきます。

### 保育目標 《いのちを大切に子ども》

- ・人の気持ちがわかる子ども
- ・自分で見て考え、自分のことばで言う子ども
- ・豊かに感じ取り、表現する子ども
- ・助け合い、力を合わせる子ども
- ・人や物とのかかわりを喜ぶ子ども

上記5つは相互に関連し結び合い、保育の場ではどれ一つ突出しないよう、またどれ一つ欠けることのないように、子どもの育ちを見守り育てます。

#### (保育目標)

- |     |   |
|-----|---|
| 0歳児 | 個々の生活リズムを重視し、生理的・依存的欲求を満ちし、情緒の安定を図る。                                |
| 1歳児 | 安心できる保育者との関係の下で自分でしようとする気持ちの芽生えを促す。                                 |
| 2歳児 | 簡単な身の回りの活動を自分で行い、生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しむ。                               |
| 3歳児 | 身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく。                                       |
| 4歳児 | 保育者や友達とのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。                                      |
| 5歳児 | 一つ一つの遊びや行事を通して友だちとの関わりを深め、共通の目標に向かって取り組むことで、助け合うことの大切さに気づき、達成感を味わう。 |

### (3) 施設の概要

敷地 敷地全体面積 463.67 m<sup>2</sup>

園庭面積 178.24 m<sup>2</sup>

園舎 構造・延床面積 鉄骨造3階建・676.57m<sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児室
ほふく室	1室	1歳児室
保育室	4室	2歳児～5歳児室
遊戯室、沐浴室、調理室 調乳室、医務室、事務室 相談室、保育士休憩室	1室	
便所	4か所	(大7器、小5器、乳児用1か所)
職員用便所	4か所	(大4器、小0器)

### (5) 職員体制 (令和6年4月1日 現在)

施設長 常勤1人

主任保育士 常勤1人

保育士 常勤13人 非常勤3人 保育補助2人

栄養士 委託

調理員 委託

用務員 1名

嘱託医 (小児科) 非常勤1人

嘱託医 (耳鼻科) 非常勤1人

嘱託医 (眼科) 非常勤1人

嘱託歯科医 非常勤1人

### (6) 保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日 月曜日から土曜日まで

保育時間 保育標準時間 午前7時00分～午後6時00分 (11時間)

保育短時間 午前8時30分～午後4時30分 (8時間)

延長保育 保育標準時間外延長

朝： 時～ 時

夕：6時00分～7時00分

保育短時間標準時間内延長

朝：午前7時00分～8時30分

夕：午後4時30分～6時00分

開所時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	

### （7）台風接近等に伴う対応について

○「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
- ・公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみのお迎えとします。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

#### <午前7時現在>

○気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「**臨時休園**」とします。  
また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「**休園**」とします。

○西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当該地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「**臨時休園**」とします。

※臨時休園後、発令が解除された場合は、安全に配慮のうえ再開の判断を行います。再開を行う場合はコドモンで連絡します。

#### <午前7時以降>

○「特別警報」や「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当該地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】避難情報（警報レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。 <https://www.nishinomiya-bousai.jp/> ※気象庁、Yahoo 等で示される警報レベル相当はあくまで目安です。必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。

- 避難所へ避難している場合は、保育アプリコドモンからの配信、171伝言板や園内掲示にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。また、災害時園児引き渡し可能者名簿に記載されていない方が避難所へお迎えに参りましても引き渡しできませんのでご注意ください。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

## (8) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
実費徴収	3歳児クラス以上児に係る主食費	月額 2,000円
	3歳児クラス以上児に係る副食費	月額 4,500円
	日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 300円
その他	布団リース代	月額 1,500円
	おむつ定額利用	月額 2,508円
	エプロン定額利用	月額 877円
	1・2歳児絵本代	半年分約 2,500円
	幼児絵本代（2冊）	半年分約 6,000円

### <在園児\_保育用品代・制服代>

年齢	項目	時期	金額	内訳
0歳児	用品	入園時	5,100円	おたより帳(750円) 名札(800円)名札カバー(130円)ゴム印(300円) 手提げ黄カバン(580円)カラー帽2個(2200円) 集金袋(340円)
1歳児	用品	進級時	1,230円	おたより帳(750円)紙粘土(480円)

2歳児	用品	進級時	3,080円	おたより帳(750円) 粘土セット《粘土板、ケース、ヘラ、粘土》(1850円)紙粘土(480円)
	体操服	進級時	9,880円	半袖上下(6040円)スモック(2310円)、紺ハイソックス(1530円)
		冬季	9,490円	長袖上下(7110円)長袖スモック(2380円)
3歳児	用品	進級時	6,580円	おたより帳(750円)おとうぐばこ(770円)水性マーカー(840円)はさみ(550円)パッセル(740円)ワーク2冊(750円)のり(260円)紙粘土(480円)画帳(590円)カスタネット(360円)粘土(490円)
	制服	進級時	25,290円 (スカートは+380円)	帽子(3390円)ジャケット(8830円)カバン(5410円)シューズ(2000円)ズボン(5660円)スカート(6040円)
4歳児	用品	進級時	5,230円	おたより帳(750円)なわとび(530円) ワーク2冊(920円)粘土(490円)紙粘土(480円) プレイワーク(850円)コンテ(620円)画帳(590円)
5歳児	用品	進級時	4,000円	おたより帳(750円)粘土(490円) プレイワークA(850円)ワーク2冊(840円) 紙粘土(480円)画帳(590円)

※ 金額の変更がある場合があります。

#### ○延長保育に係る利用者負担金

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 30分 (午後6時～午後6時30分)	月額 2,500円 日額 300円(上限 2,700円)
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 1時間 (午後6時～午後7時)	月額 4,500円 日額 500円(上限 4,500円)
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担 (午前7時～午前8時30分、午後4時30分～午後6時)	日額 500円(上限 4,500円)

#### (9) 支払方法

布団リース代、延長保育料、幼児給食費等の実費負担額については、毎月20日に登録口座から引き落としいたします。その他の費用については、別途連絡いたします。

## (10) 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

### ・延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定にかかる園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

## (11) 年間行事予定

- 4月 入園式
- 5月 春の遠足、誕生日会
- 6月 個人面談、健診（眼科・耳鼻科・歯科）
- 7月 セタ会、水あそび、誕生日会
- 8月 お泊り保育
- 9月 スポーツフェスタ、絵画展、誕生日会
- 10月 秋の遠足、誕生日会
- 11月 参観日
- 12月 キラキラ発表会、クリスマス会、誕生日会
- 1月 就学前面談、観劇
- 2月 節分、お別れ遠足、誕生日会
- 3月 ひな祭り、卒園式
- 毎月 避難訓練、身体測定、小児科健診（誕生月・半年後）

## (12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	西宮市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育を必要としなくなったとき（卒園を含む。）</li><li>・保護者から退園の申出があったとき</li><li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li><li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li></ul>
利用に当たっての留意事項	園生活での留意事項を別添のしおりに記載していますのでご参照ください。

### (13) 給食について

食事は園内の調理室で調理を行い、基本的に全日給食を提供します。まれに行事などでお弁当をお願いすることがあります。アレルギー等への対応については、アレルギー疾患生活管理指導表に基づき、除去食を提供します。内容によっては、お弁当持参になることもあります。

衛生管理等においては、日々の健康管理、清掃及び整理整頓を行います。

#### 【保育所の給食】

	0歳児	1～2歳児	3歳児以上
昼食	11時	11時30分	
牛乳	10時、15時	1歳児 10時 / 1-2歳児 15時	15時
おやつ	15時	15時	

※毎月、献立表を家庭に配信します。子供の昼食の内容を知っていただくとともに家での食事と重ならないような工夫をお願いします。また、朝食は一日の大切な活動源となるものなのできちんと食べさせてから登園しましょう。

※安全で新鮮な食材を園の厨房で調理し、あたたかい手作りの給食・おやつを提供します。

※七夕、節分など行事にちなんだメニューを取り入れます。

### (14) 健康について

#### ○登園時の健康観察について

- ・登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子どもケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただきます。

#### ○病気や体調を崩した時について

- ・登園時 37.5 度以上を目安として、発熱があった場合ご家庭でご静養ください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登園してください。

#### ○保育園での病気及び事故について

- 園内で発熱が見られた場合できる限り早くお迎えをお願いします。また、嘔吐、下痢、湿疹等が見られた場合もお迎えをお願いすることがあります。
- 保育中にケガをした場合は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります

#### ○薬について

- 原則として薬はお預かりすることはできません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。しかし、医師が特に必要と認めたものに限って、薬をお預かりし、保護者の代わりとして、与薬を行います。
- アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
- 保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下の物を使用します。ご使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。  
軟膏【ムヒS】  
アルコール消毒液
- ムヒパッチは誤飲、誤食の原因になりますので使用しないでください。

#### ○感染症にかかった時について

子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- 感染症にかかった時は集団生活が可能な状態に回復されましたら〔登所可能証明書・登所届〕を持って登所してください。別紙1
- 感染症の病気にかかった時は“登園のめやす”（別紙2）を参考に静養してください。
- 原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツ等は、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れて持ち帰って消毒後に洗濯をしていただくか、処分していただくようお願いします。その際、他の子どもの衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。

- 水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能か医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは浸出液が染み出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- アタマジラミ（卵、成虫）が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。速やかな対応のご協力をお願いします。

#### ○乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、なんの予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発生率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気をつけています。

- 子どもの顔が見えるあお向け寝にする。
- 午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- 布団は使用しない
- ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- 0・1歳児と入所間もない2歳児は5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- 乳幼児体動モニターは1歳児クラス進級前まで使用する。
- AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

#### ○災害共済給付制度について

子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入所時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 300円

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

### (15) 地域との交流・子育て支援事業

○地域に存在する様々な人との関わりをもつことを大事にしていきたいと思っています。

- ・地域交流会への参加

○地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

- ・園庭開放
- ・子育て、発達相談
- ・一時預かり

### (16) 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子供の身体の安全を最優先させ、当保育所が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

#### 【嘱託医師】

小児科	柴田医院	柴田 始宏	西宮市神楽町 5 番 4 号	0798-22-1060
耳鼻咽喉科	梅岡耳鼻咽喉科	南野 尚也	西宮市田中町 5 番 10 号	0798-22-3341
眼科	波田眼科	波田 道子	西宮市寿町 5 番 33 号	0798-23-1101
嘱託歯科医	たくや歯科	三原 拓也	西宮市田中町 2-6	0798-34-2202

#### 【近隣の医療機関】

総合	兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町 13-9	0798-34-5151
内科	横山クリニック	西宮市荒戎町 5-18	0798-23-6755
耳鼻科	梅岡耳鼻咽喉科クリニック	西宮市田中町 5-10	0798-22-3341
眼科	えの眼科クリニック	西宮市神楽町 11-27 3F	0798-23-8844
歯科	たくや歯科	西宮市田中町 2-6	0798-34-2202
皮膚科	はらだ皮膚科クリニック	西宮市市庭町 9-12 201 号	0798-23-4112
外科	横山クリニック	西宮市荒戎町 5-18	0798-23-6755

## (17) 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

- ・想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。
- ・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。  
※震度6度弱以上の地震や津波の恐れがある場合は「浜脇中学校」へ避難します。

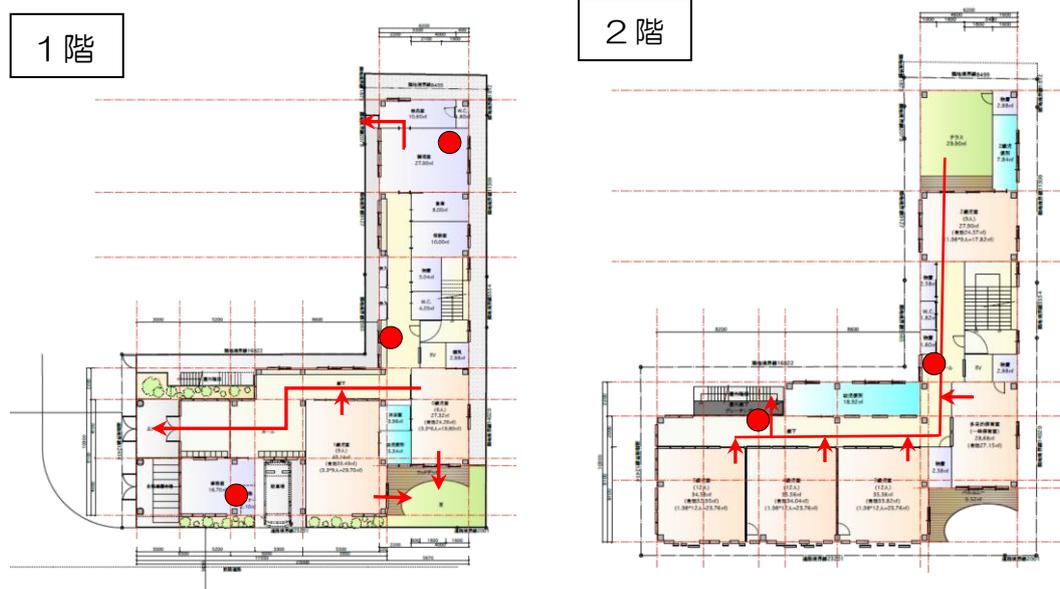
第一避難場所：浜脇中学校（西宮市宮前町 3-5）

第二避難場所：浜脇小学校（西宮市浜脇町 5-48）

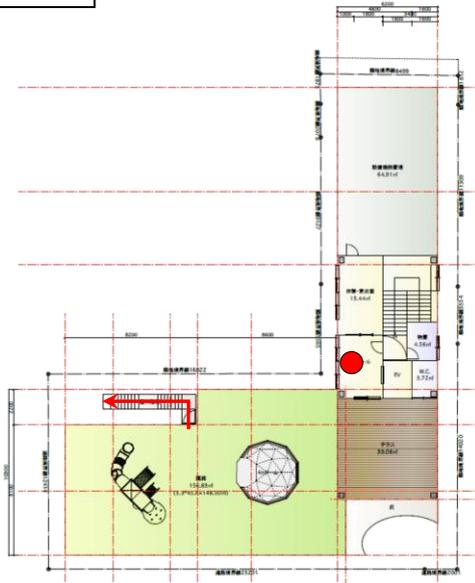
- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。
- ・園内に AED（自動体外式除細動器）を設置しています。

### 避難誘導経路

### 及び消防設備配置図



3階



●…消火器  
↑…避難経路

※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○安全対策について

保育園では「安全計画」(別紙)により、①施設や設備等の安全点検 ②園外活動を含む保育園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導 ③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

○防犯対策について

- ・正門は監視モニター付きのオートロック電子錠にて施錠しています。また園内には録画式防犯カメラを設置し、24時間体制で園内の環境を見守っています。
- ・保育中は門扉を施錠して来園者のチェックを行っています。

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任 難波 美穂	078-951-1152
相談・苦情解決責任者	施設長 飯田 允子	078-951-1152
第三者委員	松田 智佐子	090-9712-1023 地域委員
	辻本 悠丞	078-953-2157 地域委員

### 【要望・苦情等への対応方法】

苦情解決の方法を明確にしています。

SNS 等での苦情投稿や個人が特定できる内容の誹謗中傷はおやめください。

要望・苦情解決の窓口を設置し、責任者・担当者を任命する。

第三者委員を任命する。

### （19）虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等は体罰とみなされ虐待にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、当てはまるようなことがあれば、保育園は法律に基づき市に報告する義務があります。

#### 【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過度なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治癒や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは保育園ではありません）。

市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

- ・当保育園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

## (20) 利用者に対するの保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	傷害保険
保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	損害賠償保険
保険の内容	社会福祉施設賠償責任保険
保険会社	AIG 保険会社

## (21) 個人情報の取り扱い

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられるため、他の方にお知らせすることはありません。園児の登降園記録や連絡帳、お知らせ配信、保育に関しては保育ドキュメンテーション、写真販売、保育の記録と計画、園児台帳等の管理のため、インターネット上のシステム「コドモン」を使用します。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

## (22) 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育園所や子育て支援のために保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

## (23) 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがあります。  
また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を保育園から就学先の小学校へ送付します。

## (24) 写真・ビデオの取り扱いについて

保育園では個人情報の観点から、写真やビデオの取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事での写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いします。

保育参加、参観については、お子様の保育園での様子を知っていただくと共に

に、保護者の方々にお子様と一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオについてはご遠慮いただいております。

保護者の皆様におかれましては、保育園で購入した写真やビデオ等をご家庭で鑑賞される以外のご利用は避けていただきますようお願いいたします。

個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭の個人的な情報を許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

### (25) その他保護者に説明すべき事項

・本園では登降園システムコドモンを導入しています。園からの連絡、また園への連絡はコドモンアプリで行いますので必要なアプリのダウンロードをお願いいたします。

・0、1、2歳児はおむつの定額サービスを利用します。(1か月2508円)

パンフレットに沿って加入の申し込みをお願いします。

・0、1歳児は、エプロンの定額サービスを利用します。(1か月877円)

パンフレットに沿って加入の申し込みをお願いします。

・使用済みのオムツは衛生面に配慮し、園で廃棄します。

廃棄料金は園で負担します。

私は本書面に基づいて事業者から重要事項及び入園のしおりの説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

説明を受けた保護者：

住所：

氏名：

印

児童との続柄：

児童氏名：

## 感染症（インフルエンザ等）回復後の登園について

（登所可能証明書・登所届 提出のお願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より園運営にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、西宮市内の保育施設では、インフルエンザなど、罹患すると、時として重症化することのある感染症（表1）については、再登園する際「医師が記入した登所可能証明書」を提出していただくことになりました。

また、表1の感染症より重症化する確率は低くなりますが、注意を要する感染症（表2）については「医師の診断を受け、保護者の方が記入する登所届」を提出いただくこととなりました。

様式については、添付の用紙を利用して、記入をお願いする医療機関受診の際は、必ずご持参いただきますようお願いいたします。なお、西宮市のホームページにも様式を掲載しております。ご活用ください。

保育園では、子ども達が集団で長時間、生活を共にしています。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、一人一人の子どもが快適に安心して過ごせるよう、上記についてご協力いただきますよう、お願いいたします。

表1 医師記入の登所可能証明書を求める感染症

麻しん(はしか)・インフルエンザ・風しん・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・結核・咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症(0-157, 0-26, 0-111 等)・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎
---

表2 医師の診断を受け、保護者記入の登所届を求める感染症

溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑(リンゴ病)・ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・帯状疱疹・突発性発疹
---

**保護者様**

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態にまで回復されましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書	②登所届
<b>医師の証明が必要</b>	医師の診断に従い、 <b>保護者の届けが必要</b>
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	RSウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	帯状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

ご依頼

**主治医様**

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届をいただいております。）

✂切り取り✂

<p>① 登所可能証明書（医師の証明）</p> <p>② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）</p>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">             どちらかに〇印を記入         </div>
<p><b>施設長宛</b></p> <p>児童名： _____（生年月日 年 月 日）</p> <p>病名： _____</p> <p>集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。</p> <p>園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医療機関名： _____</p> <p>医師名（①の場合のみ）： _____</p> <p>保護者名（②の場合のみ）： _____</p>	

別紙2 登園の目安はこちらを参照してください。

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児は、3日を経過するまで)
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(0157.026.0111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス	発症の2日前から発症後7～10日間程度	発症後5日間を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に6日目から登所を可能とします。ただし10日間を経過するまでは感染リスクが残存することから引き続き感染予防を徹底する。